

【A】 オンラインサロン利用規約

一般社団法人脳育ギフトアカデミーオンラインサロン「和田の本気のオンサロ」利用規約

(2025 年 12 月 2 日制定・2026 年 2 月 1 日改訂)

第 1 条（目的・投資助言非該当の明示）

本規約は、一般社団法人脳育ギフトアカデミー（以下「当法人」）が運営するオンラインサロン「和田の本気のオンサロ」（以下「本サロン」）の利用条件を定めるものです。

本サロンは一般的な金融リテラシー教育および投資に関する知識共有を目的とするコミュニティであり、金融商品取引法に定める投資助言・代理業、投資運用業には一切該当いたしません。当法人は会員に対し、個別具体的な金融商品の売買推奨・売買指示・投資判断の代行を一切行いません。

第 1 条の 2（利用プラットフォームおよび提供方法）

本サロンのコンテンツ提供およびコミュニティ運営は、現在「Discord」等のプラットフォームを利用して行われますが、当法人はその裁量により、利用するプラットフォームやツールを自由に変更・追加・廃止できるものとします。会員は、プラットフォームの変更を理由として退会や返金を求めることはできません。

第 2 条（入会）

1. 当法人が指定する方法により申込み・決済を完了し、当法人が承認した方を会員とします。
2. 18 歳未満の方が入会される場合は、必ず法定代理人（親権者等）の同意を得ていただきます。同意のない場合は入会をお断りいたします。

第 2 条の 2（契約日・入会日等の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. **「契約日」「入会日」**

会員が当法人が指定する方法により申込みを行い、決済が正常に完了した日（決済代行事業者である Square 株式会社から当法人に決済完了通知が到達した日）をいう。

Discord・Circle 等コミュニティプラットフォームへの招待リンクの発行日または実際の入室日とは無関係に、決済完了日を契約日・入会日とする。

2. **「会費発生日」**

原則として契約日と同日とする。ただし、note 特例プランにより入会した会員については、入会日から起算して2年間は会費が発生しない。

3. **「30 日返金保証の起算日」**

契約日（＝初回決済完了日）を1日目として起算する。

（補足）

当法人は決済完了後、原則24時間以内（土日祝日・年末年始を除く）に招待リンクを発行するよう努めますが、システムトラブル・人的ミス等により発行が遅延した場合でも、契約日・入会日および各種期間（30 日返金保証期間、note 特例プラン無料期間等）の起算日は決済完了日を基準とし、変更しないものとします。

招待リンク発行の遅延により会員に実質的な不利益が生じたことが明らかである場合は、当法人は誠実に対応し、必要に応じて個別救済措置を講じます。

第2条の3（入会の不承認および取消）

1. 当法人は、入会申込者について、次の各号のいずれかに該当する事由があると判断した場合、入会申込を承認しない、または承認後であっても承認を取り消す（強制退会させる）ことがあります。

(1) 過去に本規約違反等により退会処分または強制退会を受けた者である場合

(2) 申込内容に虚偽、重大な不備または不正確な記載が認められる場合（**別名義、偽名、他人のメールアドレス等の使用を含みます**）

(3) 当法人と同様の事業（オンラインサロン運営、情報商材販売等）を行っている、または行う予定があると当法人が判断した者（いわゆる調査目的・模倣目的の入会）

(4) 本サロンの目的または趣旨に著しく反すると認められる場合

(5) **過去に退会処分または強制退会を受けた者と、住所・電話番号・IP アドレス・使用端末・決済情報等が同一または酷似しており、当法人が実質的に同一人物またはその関係者による潜脱行為と判断した場合**

(6) **過去に退会処分または強制退会を受けた者の依頼を受けて、その代理として入会しようとする者（配偶者、親族、友人等を含む）**

(7) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合

2. 前項により入会を承認しない場合、当法人はその理由を開示する義務を負いません。

3. 第1項により入会を承認しない場合、既に受領した会費は、決済手数料を差し引いた金額を拒否決定後3営業日以内に全額返金いたします。

4. 本条に基づく入会不承認に対して、申込者は異議申立、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができません。

****第3条（会費およびプラン）（金額はすべて税込）****

会員は以下のいずれかのプランに所属します。

決済完了後、原則 24 時間以内（土日祝日・年末年始を除く）に本サロンへの招待リンクを発行し、遅くとも 3 営業日以内に確実に発行いたします。

1. ****月額プラン 5,500 円／月（自動更新）****

- 2026 年 2 月 1 日以降に入会される方の基本プランです。

2. ****【新規受付終了】特別招待枠プラン 3,300 円／月（自動更新）****

- 2026 年 1 月 31 日までに入会手続きを完了し、かつ継続して在籍している会員に適用される限定プランです。

- 本プランの一般公募・新規募集は 2026 年 2 月 1 日をもって終了いたしました。

- ****例外措置：**** 後述の「note 特例プラン」適用者が無料期間終了後に本プランへ移行する場合に限り、新規受付終了後であっても本プラン（3,300 円）の適用を認めます。

- 本プラン適用者が一度退会し、再入会する場合は「月額プラン（5,500 円）」のみの適用となります。

3. ****note 特例プラン****

- 対象：過去に当法人で販売終了した投資教育教材 note（定価 100,000 円）購入者限定

- 現在当該 note の販売は行っておりません。

- 本サロン入会日から 2 年間は会費完全無料。

- 2 年経過後は、****自動的に特別招待枠プラン（月額 3,300 円）へ移行****となります（本プラン適用者に限り、3,300 円プランの新規受付終了後も移行権利を有します）。

- 移行を希望されない場合は 2 年経過時に退会手続きをしてください（違約金なし）。

****第3条の2（パートナー特典）****

1. 正会員（月額プラン・特別招待枠プラン・note 特例プランのいずれか）である方が、戸籍上の法律婚の配偶者（事実婚・同性パートナーシップ制度証明書等はシステム上の理由により現時点では対象外とさせていただきます）にも本サロンの利用を希望される場合、以下の客観的条件のいずれかを満たし、かつその他の適用条件をすべて満たすことで、パートナーに対して追加料金なしで別アカウントを付与いたします（以下「パートナー特典」といいます）。

****【配偶者であることを証明できる主な客観的条件（いずれか 1 つで OK）】****

- 戸籍謄本または住民票（続柄が「妻」または「夫」と記載あり）に配偶者として記載がある

- 共通の子の親子関係が確認できる戸籍謄本または住民票（続柄記載あり）

- その他、当法人が法律婚関係にあると合理的に判断できる客観的資料

※原則として書類提出は不要です（過去のイベント参加歴・サロン内でのやりとり等で明らかな場合はそのまま承認いたします）。

※当法人が特に必要と判断した場合に限り、上記該当書類の写しをご提出いただくことがあります。

2. **適用条件:**

- 正会員が有効な会員資格を保持していること

- パートナーが18歳以上であること

- パートナーが過去に本サロンから退会処分または強制退会を受けていないこと

3. パートナー特典により付与されたアカウント（以下「パートナー会員」）は、正会員と完全に同等の権利を有します（投稿・閲覧・イベント参加等すべて可）。

4. パートナー会員が本規約に違反する行為を行った場合、当法人は事前通知の上、パートナー会員アカウントの即時停止または強制退会を行うことができます。正会員のアカウントについては違反の悪質性に応じて個別に判断し、必要最小限の措置を講じる場合がありますが、正会員に連帯責任を負わせるものではありません。

5. 正会員が退会・プラン変更・会員資格喪失したいかなる理由（死亡・行方不明を含む）であっても、パートナー会員アカウントは即時自動失効いたします（残期間の会費返金は一切いたしません。再入会時は再度審査が必要です）。

6. パートナー特典は1会員につき配偶者1名のみ適用可能です。離婚・死別等により関係が解消された場合は速やかに当法人までご連絡ください（パートナー会員アカウントは即時失効となります）。

7. 本特典の適用可否および書類提出の要否の判断は、上記客観的条件に基づき当法人が客観的資料等に基づき適切に判断いたします。

8. パートナー関係を偽って申告したことが判明した場合、または虚偽の資料を提出した場合は、正会員およびパートナー会員双方のアカウントを即時強制退会とし、既に受領した会費の返金には一切応じません。

第3条の3（領収証およびインボイスの発行）

1. 本サービス会費は Square 株式会社を経由したクレジットカード／デビットカード決済でお支払いいただきます。Square から届く決済完了メールおよびPDFは決済証明となりますが、単独では適格請求書（インボイス）としてのご利用いただけません。

2. 当法人は適格請求書発行事業者として登録済み（登録番号：T9180005020190）です。

3. インボイス対応領収書をご希望の方は、info@nouikugift.com へ「領収証希望（〇〇年〇月～〇月分）」とご連絡ください。ご連絡いただいてから2週間以内に、ご指定の期間（最大12ヶ月分）を1枚のPDF領収証にまとめて無料で発行いたします（毎月自動送付は行いません）。
4. 但し書きは「オンラインサロン会費として（カード決済）」・印紙不要 とさせていただきます。

****第3条の4（決済プランの誤選択・支払遅延に関する特則）****

1. 本サロンの会費決済は、Square 株式会社の決済システムを利用しており、申込時に「月ごと請求（自動更新）」プランまたは「1回限りの購入」プランを選択いただきます。
2. 会員が意図せず「1回限りの購入」プランを選択し、決済完了した場合、当法人にご連絡いただければ、以下の対応をいたします。
 - 当該決済金額を全額返金いたします（Square の返金処理後、カード会社経由で通常数営業日～2ヶ月程度で反映）。
 - 返金完了後、改めて「月ごと請求」プランでの再申込が可能となります。
 - 当該「1回限りの購入」による決済完了日を**入会日（契約日）**とし、30日返金保証の起算日も同日とします。
3. 月ごと請求プランにおいて、次回課金日に決済が正常に実行されなかった場合（支払遅延）、当法人は会員に対しメールまたはサロン内DMにて支払い催告を行います。催告到達後30日以内に支払いが確認できない場合、当法人は事前通知の上、会員資格を喪失させる（強制退会）ことができます。
4. **会員が正当な理由なくクレジットカード会社に対し決済の取消（チャージバック）を申請し、当法人に損害を与えた場合、当該会員は強制退会処分となるとともに、当法人は被った損害および手数料等の実費に加え、違約金として金5万円を請求できるものとします。 **

****第4条（退会・プラン変更手続）****

1. 退会は、本サロン内DMまたはメール（info@nouikugift.com）に「退会希望」とご連絡ください。次回課金日の前日までに到達した連絡を有効とし、次回課金日に退会処理を完了いたします。違約金・手数料は一切ありません。
2. 一度退会された方が再入会される場合、過去に適用されていたプラン（特別招待枠等）に関わらず、**すべて「月額プラン（5,500円）」での再入会**となります。30日返金保証も適用されません。
3. 当法人のシステムトラブル・人的ミス等により、次回課金日の前日までにご連絡いただ

いたにもかかわらず課金が実行されてしまった場合でも、発見次第即時全額返金いたします（決済手数料も当法人負担）。

****第4条の2（初回入会 30 日間全額返金保証）****

1. 本サロンに初めて正規料金で入会される方（過去に本サロンへの入会歴・退会歴・返金歴が一切ない方に限る）は、入会日（初回決済完了日）を1日目として30日以内であれば、理由の如何を問わず全額返金いたします。
2. 返金をご希望の場合は、30日以内に info@nouikugift.com またはサロン内 DM まで「30日返金希望」とご連絡ください。遅くとも3営業日以内に全額返金いたします。
3. 本保証は会員お一人につき生涯を通じて1回のみ適用となります。
4. 以下の場合は最初から本保証の対象外となります：
 - ① note 特例プランで入会された方
 - ② 過去に本サロンに一度でも入会・退会・強制退会されたことがある方
 - ③ 過去に本保証を利用して返金を受けたことがある方
 - ④ パートナー会員として入会された方
5. 30日返金保証を利用して退会された方が再入会される場合は、月額5,500円のプランのみ適用となり、返金保証は対象外です。
6. 返金処理完了後、カード会社等への反映には1〜2ヶ月程度かかる場合があります。

****第5条（禁止行為）****

会員およびパートナー会員は、以下の行為を行ってはなりません。これに違反した場合、当法人は事前の催告なく、直ちに警告・アカウント停止・強制退会その他の必要措置を講じることができます。

1. 本サロン内の情報・投稿・ファイル等を、当法人の許可なく第三者に開示・漏洩・転載・販売する行為（**スクリーンショット、キャプチャ、コピー&ペースト等による転載、およびデータマイニング、AI学習等への利用を含む**）
2. 他の会員または運営スタッフに対する誹謗中傷・侮辱・脅迫・ストーカー行為・執拗な迷惑行為
3. **他の会員の学習意欲やモチベーションを著しく低下させる発言、またはサロンの秩序・雰囲気を乱す行為（ネガティブな発言の執拗な繰り返し、運営方針への執拗な批判等を含む）**
4. **利用プラットフォーム（Discord等）の利用規約に違反する行為。なお、プラットフォーム事業者によりアカウント停止等の処分を受けた場合、当法人はこれに対する救済措置を講じる義務を負わず、本サロンの利用継続が困難となった場合も返金義務を負わない

ものとします。 **

5. 本サロン内の情報を利用して、他の会員または第三者に対し、特定の金融商品の売買を推奨・勧誘・指示する行為
6. マルチ商法・投資詐欺・宗教・政治活動への勧誘行為
7. 出会い目的・ナンパ目的・性的なやりとりを目的とした行為
8. **当法人が会員資格を認めないと判断した者（過去に強制退会となった者等）に対し、本サロン内の情報を閲覧させる行為、またはアカウントを使用させる行為（名義貸し）。 **
9. その他、本サロンの円滑な運営を著しく害する行為または他の会員の権利を侵害する行為であって、当法人が不適切と判断するもの

**第 6 条（情報の権利および取扱い） **

1. 本サロン内で共有される情報（オーナー発信情報、会員投稿、ファイル、DM、イベント内容等すべて）は、原則として非公開とし、第三者への開示、漏洩、転載、販売を一切禁止します。
2. **会員が本サロン内の「全体公開チャンネル（誰でも閲覧可能な場所）」で投稿した成果報告、感想、質問等の情報について、当法人は、本サロンの広報・宣伝活動（当法人の公式 SNS だけでなく、役員が運用する個人の SNS アカウント等を含む）において、会員の「Discord 名（ニックネーム）」および「アイコン画像」を表示した状態で、無償かつ無期限に利用（転載・引用・加工）できるものとします。会員はこれを予め承諾するものとします。 **

- ※ただし、本名や顔写真を使用している場合のリスクは会員自身の責任とします。

3. **会員が当法人またはオーナーに対して「個別 DM（ダイレクトメッセージ）」や「非公開相談フォーム」等を通じて送信した情報については、原則として個人を特定できない形（匿名加工、アイコンへのモザイク処理等）に加工した場合に限り、広報・宣伝活動（前項と同様、役員の個人 SNS 等を含む）に利用できるものとします。なお、会員から個別に掲載許可を得た場合はこの限りではありません。 **
4. 違反した場合、当法人は第 5 条に基づき警告・アカウント停止・強制退会等の措置を講じることができ、生じた損害について会員は当法人に対し損害賠償責任を負う場合があります。

**第 6 条の 2（会員資格の譲渡禁止） 会員は、本サロンの会員資格、特別招待枠プランの適用権利、その他本規約に基づく権利または義務を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する行為を行うことはできません。当該行為が発覚した場合、当法人は直ちに当該会員の資格を剥奪（強制退会）し、損害賠償を請求できるものとします。 **

****第7条（反社会的勢力の排除）****

会員は反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。

****第8条（免責事項）****

1. 本サロン内で提供される情報は、一般的な金融教育・投資知識の共有および学習を目的としたものであり、金融商品取引法に定める「投資助言・代理業」「投資運用業」には一切該当いたしません。
2. 当法人は会員に対し、特定の有価証券・デリバティブ・暗号資産等の売買を推奨・指示・勧誘する行為は一切行わず、投資判断は会員ご自身の責任において行っていただきます。
3. 本サロン内の情報に基づく投資判断・取引により生じた損失について、当法人は一切の責任を負いません。
4. **当法人の債務不履行、不法行為その他いかなる理由による場合であっても、当法人が会員に対して負う損害賠償責任の範囲は、当該事由が生じた日を含む月の前月末日を起算日として過去6ヶ月間に当該会員が当法人に対して支払った会費の合計額を上限とします（ただし、当法人の故意または重過失による場合はこの限りではありません）。**

****第9条（サービス中断・終了時の対応）****

当法人の責めに帰すべき事由により30日以上にわたり本サロンが全く提供できない場合、または当法人の都合により本サロンを終了する場合、残存期間の会費を日割り計算して全額返金いたします。ただし、不可抗力（プラットフォームのサービス終了等）による場合はこの限りではありません。

****第10条（通信販売・クーリングオフについて）****

本サービスはデジタルコンテンツの提供を目的とする通信販売であり、特定商取引法施行規則に基づきクーリング・オフ制度の適用はございません（ただし、第4条の2に定める30日返金保証は当法人の独自特典として適用されます）。

****第11条（規約の変更）****

会費金額、返金条件、禁止行為の追加、サービス内容の重大変更等の重要事項を変更する場合は、効力発生日の1ヶ月以上前に登録メールアドレスへの個別通知および本サロン内掲示により周知いたします。ただし、**会員に不利益が生じない軽微な変更（文言の明確化、新たな特典の追加等）については、本サロン内への掲示をもって直ちに効力を生じる

ものとします。 **

****第 12 条（準拠法・合意管轄） ****

日本法を準拠法とし、紛争が生じた場合は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

****第 13 条（電話対応について） ****

当法人の公開電話番号は設置しておりますが、退会・返金・規約に関する重要な連絡は、必ずメール（info@nouikugift.com）または本サロン内 DM にて行ってください。記録に残らない口頭での連絡は原則として無効とします。

****第 14 条（協議解決） ****

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合には、当法人と会員は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

****第 15 条（存続条項） ****

利用契約の終了後も、第 1 条（目的・投資助言非該当）、第 3 条の 4 第 4 項（チャージバック違約金）、第 5 条（禁止行為）、第 6 条（情報の権利）、第 8 条（免責事項）、第 12 条（準拠法・合意管轄）、**第 16 条（損害賠償と弁護士費用）、および本条の規定**は、有効に存続するものとします。

****第 16 条（損害賠償と弁護士費用）** 会員が本規約に違反し、これにより当法人が損害を被った場合、会員は当法人に対し、その損害（合理的範囲内の弁護士費用、調査費用および回収に要した全ての費用を含む）を賠償する責任を負うものとします。 **

****第 17 条（分離可能性）** 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。 **

****（附則） ****

本規約は 2025 年 12 月 2 日から制定・施行します。

個人情報保護管理責任者：理事 和田裕史

****【改訂履歴】 ****

・ 2025 年 12 月 2 日 制定

- ・2025 年 12 月 10 日 第 3 条の 3（領収証およびインボイスの発行）を新規追加
- ・2025 年 12 月 19 日 第 3 条の 4（決済プランの誤選択・支払遅延に関する特則）を新規追加
- ・2026 年 2 月 1 日 全面改定